

# 建設生産システムの各段階を通じた調達方式についての一考察（その2）

## －MAC 契約(英国)について－

国土交通省国土技術政策総合研究所

正会員 笛田 俊治

同 正会員

宮武 一郎，同

正会員 多田 寛

社団法人国際建設技術協会 正会員

檜山 浩孝，同

正会員 ○笠松 弘治

### 1. はじめに

我が国の公共土木事業に関する調達としては、建設生産システムを構成する調査、計画、設計、施工、維持管理の段階ごとに行われるのが一般的であるが、海外においては、各段階を通じた調達方式を採用し効率化を図っている事例もある。これらの調達方式は、我が国とは発注者の体制、建設業界の業態が異なるため、そのまま直ちに導入するには慎重な検討が必要ではあるものの、今後我が国の調達制度を検討する上で参考となる内容を多く含んでいると考えられる。本稿では計画、設計、施工、維持管理段階を通じた契約方式として、英国の MAC 契約 (Managing Agent Contractor Contract) についての概要、特徴を述べ、今後の我が国における公共調達のあり方を改善する上で参考となる事項について考察を行うものである。

### 2. MAC 契約について

#### (1) MAC 契約の考え方

MAC は、維持管理契約の新しい契約方法として、図-1 に示すように従来の管理代行者 (MA : Managing Agent) と維持管理工事請負者 (TMC : Term Maintenance Contractor) に分かれていた役割を一括で発注する方式であり 2001 年に導入された。従来個別に実施していた管理代行業務 (工事の設計、監督等業務) と維持管理業務 (日常維持管理、小規模工事等業務) を組み合わせて同一企業に発注することにより、両者の不要な重複作業をなくし業務の効率性を高めるとともに、施工技術を考慮した設計による効率的・経済的な工事の実施、ならびに請負者の自主施工管理による発注者監督業務の効率化も考慮している。

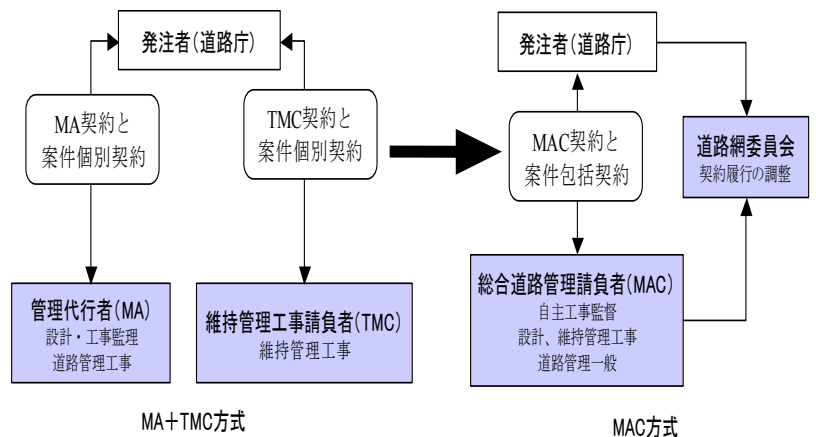


図-1 維持管理契約の従来とMAC方式

契約期間は、基本的に5ヵ年であるが、最長2ヵ年の延長が認められている。また発注者と請負者のパートナーシップ体制を強化するため、発注者と請負者から選ばれた者で構成する「道路網委員会」が設置され、契約履行の調整を行うことになっており、請負者の継続的な業務改善実施状況の監視、パートナーリングに関する助言及び確実な契約履行に必要な措置を取る等の機能を有している。

#### (2) MAC 契約の概要

日本の道路維持工事と MAC の制度比較を表-1 に示す。MAC 契約に含まれる内容は予算計画、点検、日常維持管理、工事の計画、設計、小規模工事の施工、中規模工事契約監理、技術支援、交通管理、利用者サービス、他機関との調整、一般利用者からのクレーム対応と道路管理に関してほぼ包括する請負業務となっている。特に50万ポンド(約7千万円)以下の小規模工事の場合、計画、設計、工事及び維持管理の一連のプロセスをMAC請負業者が自ら実施することになっており、維持管理及び施工技術を考慮した計画、設計による効率的・経済的な工事の実施が図られている。入札方法に関しては、入札関心表明を提出した者の中から5者程度を書面審査により指名する指名競争総合評価方式を採用している。総合評価は契約履行能力説明書と入札価格表により審査され、履行能

キーワード 維持管理、品質保証、設計・施工一括発注方式、複数年契約

連絡先 〒305-0004 茨城県つくば市旭一番地 国土技術政策総合研究所 TEL 029-564-2211(代表)

力が 70%、価格が 30%の重みで配点され落札者が決定される。請負者は建設業者、インフラ維持管理業者あるいは建設コンサルタントが主体で、単独あるいは 2 者～3 者からなる異業種 JV での受注となっている。

**(3) MAC 契約の特徴**

**表-1 日本の道路維持工事と MAC の制度比較**

**1) 大規模維持管理を面的に実施**  
 MAC は全英を 14 の地区に分け道路網単位で面的に管理するもので、しかも 5 年～7 年の長期契約が行われるなど大規模な発注単位となっている。請負代金は、1 地区あたり数億ポンド（数百億円）程度の規模に及んでいる。

	道路維持工事（国交省）	MAC（英国道路庁）
入札方法	一般競争・総合評価方式	指名競争・総合評価方式
契約相手の対象	一般土木工事、舗装工事業者	建設業者、インフラ維持管理業者、建設コンサルタント（JV が多い）
契約方式	総価契約	目標価格方式（工事） 実費精算方式（技術支援業務） 総価方式（その他維持管理業務等）
契約年数	数ヶ月～1 年	5 年～7 年
特記仕様書の作成方法	仕様規定	性能規定
契約に含まれる内容	巡回、道路修繕、除草、応急対応	予算計画、点検、日常維持管理、計画、設計、小規模工事の施工、中規模工事契約監理、技術支援、交通管理、利用者サービス、他機関調整、クレーム対応
品質管理	発注者による検査	自主品質管理 第三者機関による品質の認証 請負者の品質管理システムを発注者が定期的に監査
発注単位	数千万円～数億円規模	数百億円規模（全英を 12 に分割）

**2) 性能規定での発注**  
 性能規定が採用され、基本的に請負業者は発注者が負う想定不可能なあるいは業務上避けられないリスク以外のすべてのリスクを負うこととしている。

**3) インセンティブの付与**  
 工事施工に関しては目標価格方式を採用している。これは実工事価格が目標価格を下回った場合は、節減額の一部を請負者に配分し、実工事価格が目標価格を上回った場合は、超過額の一部を請負者が負担するシステムである。また、請負者は会計年度が終了する前に次年度のコスト縮減方法を提案することができ、その提案が承認された場合は翌年度の契約時に縮減額の 50%を報酬として受け取ることができる。

**4) 自主品質管理**  
 品質管理は請負者による自主管理方式を採用している。請負者は自主管理の妥当性を発注者に示すために、政府認可を受けた第三者機関が請負者の品質管理をチェックし、所定の品質が得られていることを認証することになっている。発注者は工事監督をしない代わりに、請負者の品質管理システムを定期的に監査し、システム内容・運用が不適当な場合は改善措置を要求できるようになっている。

**3. 考察**

本稿で紹介した英国の MAC 契約は、計画段階、設計段階、施工段階及び維持管理段階を通じた調達であり、多くの場合、各段階毎に分離して調達されている我が国の調達とは異なっている。

前項で紹介した契約内容を踏まえれば、発注規模も大きく、しかも 5～7 年の長期の契約期間とすることで、請負者の事業効率の向上や継続的で計画的な事業執行及び請負者内での人材育成が期待される。工事施工については、目標価格方式を導入することで請負者にインセンティブを与え、維持管理業務全般に関してコスト縮減の提案額の半分を請負者に還元させるシステムを導入していること、また、性能規定を導入するなど請負者の自主的な創意工夫を促進していると考えられる。

このほか、自主品質管理の導入や、点検～維持管理、交通管理業務等の道路管理業務全般を一括して同一請負者に実施させることにより発注者の負担を軽減している。但し、一方で性能規定の導入により、これまで以上に請負者にリスクを負担させている側面があるといえる。

我が国の公共調達のあり方を改善する上で、本稿で紹介した英国の MAC は、参考にすべき調達方式のひとつと考えられる。今後とも、我が国の公共調達がより優れた調達となるよう、更なる検討を進めていきたい。

**謝辞** 本検討にあたり（社）国際建設技術協会元研究所長埜本信一様にご協力を戴きました。ここに御礼を申し上げます。

**参考文献** 英国道路庁ホームページ：<http://www.highways.gov.uk/business/14156.aspx>